

石川県公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 27 号)

目 次

規 則
○石川県財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 1

規 則

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十七号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則 (昭和二十八年石川県規則第六十七号) の一部を次のように改正する。

別記様式目次中 「別記様式第七十二号 (甲) 物品購入 (修理) に係る支出負担行為伺」を
別記様式第七十二号 (乙) 物品購入 (修理) に係る支出負担行為伺」を

「別記様式第七十二号 削除」に、

「別記様式第七十四号 生産物 (動物) 取得調書」を「別記様式第七十四号 削除」に、
別記様式第七十五号 物品出納調書」を「別記様式第七十五号 削除」に、

「別記様式第七十七号 (甲) 物品保管換え書」を

別記様式第七十七号 (乙) 物品保管換え書

「別記様式第七十七号 削除」

別記様式第七十七号の二 削除

別記様式第七十七号の二 不用決定並びに引継伺

別記様式第七十八号 削除

別記様式第七十八号 物品組替調書

を「別記様式第七十九号 削除」に改める。

別記様式第七十九号 物品の不用決定並びに売却 (廃棄) 伺

別記様式第七十九号 削除

別記様式第八十号 物品売却伺

別記様式第八十号 削除

別記様式第八十一号 物品亡失 (損傷) てん末書

別記様式第八十一号 削除」

第二条第一号中、「危機管理監」を削り、同条第二号中、「危機管理監室にあつては危機対策課に」を削り、「監査委員事務局監査第一課」を「監査委員事務局監査課」に改める。

第三条の二第二項ただし書中「監査委員事務局監査第一課」を「監査委員事務局監査課」に改め、同条第三項中「又は競馬事業局競馬総務課企画管理係」及び「出納室にあつては、」を削り、「除く。」の下に「又は競馬事業局競馬総務課の庶務担当若しくは施設担当の職員」を加える。

第三条の五第一項第一号中「総務部人事課」を「総務部人事・組織経営課」に、「課における」を「課及び総務部長が別に指定する所における」に改める。

第四十二条に次の一号を加える。

九 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。) 第二百三十一条の二の二の規定により、同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者 (第七十九条第四号において「指定納付受託者」という。) に納付を委託する手数料その他歳入

第四十五条を次のように改める。

(歳入の納付に使用できる小切手等の支払地)

第四十五条 令第五十六条第一項第一号の規定により歳入の納付に使用することができる小切手等の支払地の区域

は、全国の区域とする。

第四十七条第一項中「地方自治法(昭和二十二法律第六十七号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法第二百四十三条の二の五第一項の規定により知事が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるもの以外の歳入等とする。

- 一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入
- 二 繰入金その他の県の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

第六十四条第四号中「監査委員事務局監査第一課」を「監査委員事務局監査課」に改め、同条第十二号中「(船舶を含む。)」を削り、「場長又は船長」を「又は場長」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 水産課又は水産総合センター 漁業取締船又は漁業調査指導船の船長

第七十九条に次の一号を加える。

四 指定納付受託者に委託された歳入の納付に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金

第二百二十九条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第八十三条中「危機管理監」を削る。

第二百二十四条中「区分により」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第七十二号)」を削る。

第二百二十五条第二項を削る。

第二百二十六条中「直ちに」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第七十四号)」を削る。

第二百二十七条第一項中「について、」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第七十五号)」を削る。

第二百三十三条第一項中「物品取扱員は、」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第七十七号)」を削り、同条第二項中「に受領印を押し、直ちにこれを払出し先へ返送する」を「を受領する」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第七十七号の二)」を削る。

第二百三十六条第一項中「場合は、」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第七十八号)」を削る。

第二百三十八条第一項中「区分により」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第七十九号)」を削り、同条第二項中「区分により」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第八十号)」を削る。

第二百四十条中「直ちに」の下に「別に定める様式による」を加え、「(別記様式第八十一号)」を削る。

附則第十六項中「監査委員事務局監査第一課」を「監査委員事務局監査課」に改める。

別表第一人事課の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に改める。

別記様式第三十九号中

(注意事項)

- 1 送金小切手払の場合は、上記支払場所に別途送付される小切手を差し出してお受け取り下さい。
- 2 本人以外の方にはお支払いできませんので、本人以外の者に受領させる場合は、上記委任状に所要事項を記入し押印して下さい。
- 3 通知の日から1年を経過したときは、この通知書でお支払いできませんので注意して下さい。
- 4 領収に押印する印鑑は、請求印と同一のものに限ります。

を

(注意事項)

- 1 本人以外の方にはお支払いできませんので、本人以外の者に受領させる場合は、上記委任状に所要事項を記入し押印してください。
- 2 通知の日から1年を経過したときは、この通知書でお支払いできませんので注意してください。
- 3 領収に押印する印鑑は、請求印と同一のものに限ります。

に改める。

別記様式第七十一号から別記様式第七十五号までを次のように改める。

別記様式第72号から別記様式第75号まで 削除

別記様式第七十七号から別記様式第八十一号までを次のように改める。

別記様式第77号から別記様式第81号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石川県財務規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

